平成２２年（フ）第１６１号
宮崎県都城市野々美谷町1389番地、前住所愛知県知立市谷田町本林２丁目14番地３　ライオンズマンション知立南五番館206号
債務者　坂之下裕二
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１６２号
宮崎県都城市山之口町山之口3945番地１
債務者　木村理紗子（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１６３号
宮崎県北諸県郡三股町大字宮村392番地３
債務者　福元　輝史
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１７０号
宮崎県都城市小松原町１号２番地１　東和ビル502
債務者　玉利　充子（旧姓永吉）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１２２号
宮城県柴田郡村田町大字村田字石生36番地72　新石生住宅２－３号
債務者　小泉　敏也
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３９号
石川県加賀市山代温泉50の92番地６
債務者　田中　義典
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第２２７号
長野県大町市大町3285番地マルナカ
債務者　**黃**　阿雲
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９１号
長野県岡谷市長地出早３丁目10番13号
債務者　山田　満義
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第２２０４号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅１棟620号
債務者　草野　浩孝
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５号
和歌山県御坊市藤田町吉田977番地19
債務者　神田　加奈
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第２７号
和歌山県日高郡日高町大字志賀459番地の１、前住所和歌山県日高郡日高町大字小池105番地の７
債務者　木村　鮎美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２２年（フ）第４０１号
高知市**塚**ノ原５番地２　プレジール長尾202号
債務者　椿原　伸二
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４７号
高知県香南市野市町西野1821番地11
債務者　山下　晃生
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５３３号
高知市朝倉甲301番地３
債務者　川﨑　義夫
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５５８号
高知市幸崎２番地　改住４号
債務者　徳永まち子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６０号
高知市朝倉南町５番21号　くどう寝具店内
債務者　金尾　康博
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５６１号
高知県南国市大埇甲1408番地
債務者　西岡　広幸
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで　高知地方裁判所破産係